

知多半島医療圏における災害医療対策について ～医療救護活動計画の策定～

平成 26 年度以前	平成 27 年度	今後検討事項
<p>知多半島医療圏災害医療対策会議の運営について(骨子)</p>	<p>知多半島医療圏医療救護活動計画（素案）の骨子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害時における対応 ⇒知多半島医療圏災害医療対策会議の運営及び関係機関の役割 2 医療機関・医療救護所の役割 ⇒災害拠点病院、災害連携病院、災害支援病院、・その他の病院・診療所、医療救護所 3 情報収集と共有体制 ⇒情報伝達手段、医療救護活動に関する情報等、情報の共有体制 4 医療救護チームの活動⇒災害支援ナース、保健師等の活動 5 医薬品等の確保体制⇒医薬品等の供給体制等 6 傷病者等の搬送体制 ⇒半田運動公園は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成27年3月30日）内閣府」において、「救助活動拠点」のうち、「航空機用救助活動拠点」の候補地の一つとして指定された。 7 公衆衛生対策⇒保健活動、感染症対策、食品衛生対策、水・衛生対策、歯科口腔保健等 8 災害時要配慮者対策⇒透析患者及び在宅人工呼吸器使用者等 9 検視検案体制⇒医療機関、救護所等の遺体の仮安置等 10 災害対応マニュアル⇒地域災害医療対策会議の立上げ・運営等 	<p>軽症者の受入体制 医療救護所</p> <p>情報の伝達体制</p> <p>電話・FAX・インターネットが使えない時の情報伝達方法</p> <p>人工呼吸器使用者の実態把握</p>
<p>愛知県医療救護活動計画（素案）</p>		

知多半島医療圏医療救護活動計画は、今年度末までに策定予定。